

拡げて つないで 安全・安心のまち！



狭あい道路
拡幅整備事業のご案内

緊急車両もスイスイ

災害に強く
安全・安心に
暮らせる
まちのために

狭あい道路の 拡幅を

高齢者も安心

暮らしやすく
快適で魅力ある
まちのために



○災害時の避難路として危険
(東日本大震災時に塀が倒れ、道を塞いだ例)



○介護車両の乗り降りも危険



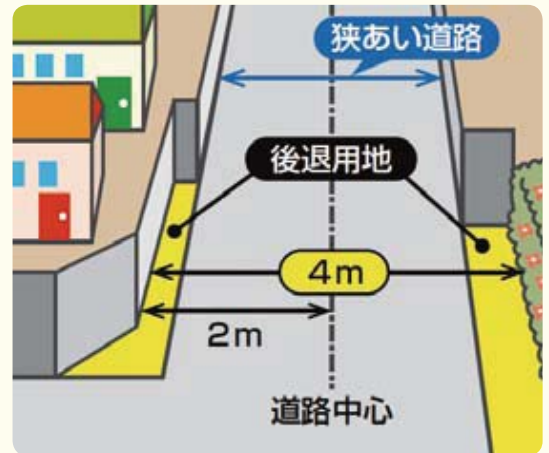
○消防車が入れない



○清掃車両も入れない

狭あい道路って、何ですか？

道路の幅が4メートル未満の狭い道路を「狭あい道路」といいます。建築基準法では、建物を建てる際に4メートル以上の道路に接していることが義務付けられています。同法第42条第2項で指定された道路（「2項道路」）は、建て替え時に道路中心から2メートル後退（セットバック）することで、建築物を建てるができます。この後退した部分を「後退用地」といいます。区内の道路の約3割が狭あい道路です。



狭あい道路に潜む問題点とは？

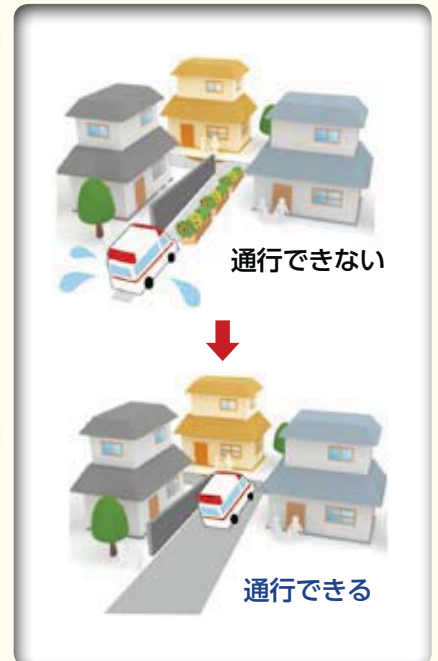
緊急時・災害時には…

- 緊急車両（消防車、救急車など）が入れない
- 避難所まで逃げられない
- 塀などが倒壊し、避難の妨げとなる恐れがある など



日常生活の場面でも…

- 人や自転車の通行が危険
- 車のすれ違いが困難になったり、タクシーなどの車両が通行できない
- 駐停車のたびに渋滞を招く
- 清掃車両の通行や収集作業が困難になるほか、小型車で回るため非効率
- 介護サービスを利用する高齢者の送迎などにも支障



建物が後退しても…

- 自動販売機が設置されている
 - 大型のプランターなどが置かれている
 - 駐車場として使用している
- 緊急時・災害時、日常生活で避難・通行の支障となる

私たち皆にかかわる問題です!!

杉並区の狭あい道路拡幅整備事業

【杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例】

狭い道を広げ、安全な避難や緊急車両の通行を確保します。

区による拡幅整備

2項道路に面した敷地で建物を新築・増改築する場合や、門や塀を撤去して自宅前の道路を拡げる際に、建築基準法で定められた4メートルの幅まで道を拡げることがを目的とし、建築主や関係権利者と区との間で「狭あい道路拡幅整備事前協議」を行います。

協議において建築主や関係権利者の協力と承諾を得て、建物や門、塀の位置を後退していただいた後に、後退した部分を道路として区が舗装工事（拡幅整備工事）を行います。



拡幅整備工事前



拡幅整備工事後

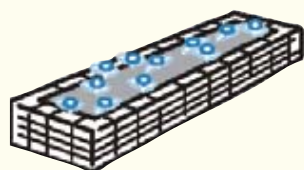
支障物件の設置禁止

2項道路の後退用地に災害時に避難・通行の支障となる「支障物件」を置くことを禁止します。違反者には除却の勧告・命令を行い、命令に従わない場合にはその旨の公表、行政代執行法に基づく措置を行います。

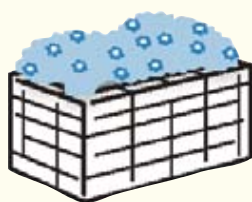
●支障物件とは

避難・通行の支障となるもので、容易に移動できないものが対象です。支障物件は緊急車両の通行を妨げてしまうため、後退用地に置くことはできません。

〈支障物件の例〉



花壇



プランター



自動販売機 など



重点的な取り組み

木造住宅密集地域など火災危険度の高い地区を「重点地区」と定め、また拡幅整備を行う必要性が高い路線については「重点整備路線」として指定します。この地区・路線では、区職員の戸別訪問を行うなど、拡幅整備に重点的に取り組んでいます。

狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路の拡幅に関する重要な事項について、中立・公平な判断を行うため、学識経験者や関係行政機関の職員で組織する第三者機関を設置しています。会議の開催案内、議事録については区公式ホームページでお知らせしています。

～拡幅整備の流れ～

拡幅整備工事は区が行います！

①建替えを伴わないケース

1. ご連絡・ご相談

現場確認・調査及び整備工事についてご説明いたします。

2. 事務手続き(狭あい道路拡幅整備事前協議)

区で整備を行うことにご承諾いただいた場合、区と狭あい道路拡幅整備事前協議を行います。

3. 拡幅整備工事着手

日程調整を行い、区が拡幅整備工事を行います。

4. 拡幅整備工事完了

②新築・増改築のケース

1. 事前調査

区役所窓口で事前調査を行ってください。

2. 事務手続き(狭あい道路拡幅整備事前協議)

協議書類を作成し、区へ提出してください。

3. 現場調査

区が現場調査を行います。

4. 協議成立、その後の事務手続き

協議通知書をお渡しします。通知書を確認検査機関などへ提示の上、建築確認申請を行ってください。

5. 拡幅整備工事着手

外構工事の終了後に拡幅整備工事を行います。

6. 拡幅整備工事完了

～助成金制度及び税金の減免～

- 後退いただく用地内にある門や塀などの除却には助成金制度があります。

【助成項目】

門・塀などの除却費用／樹木の移植費用／擁壁の工事費用 など

- 後退いただいた部分(用地)については、地方税法の規定により、都税事務所に申請することで、**固定資産税・都市計画税が非課税の対象**になります。詳しくは都税事務所へご相談ください。

ぜひご協力をお願いいたします！

ご自宅が、4メートルに満たない狭あい道路に面している方で、
次のような予定がある場合は、ご相談ください。

- 建物の新築、増改築をする場合
- 門や塀を撤去する場合

お問い合わせ

【相談窓口】

杉並区都市整備部土木管理課狭あい道路係・狭あい道路整備推進担当係

☎03-3312-2111(代表)

【区ホームページ】 <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

